

# 外貨普通預金規定

## 1. (外為法の遵守)

外貨普通預金(以下「この預金」といいます。)は、日本における「外国為替及び外国貿易法」または同法に基づく命令規則等に従って取扱います。

## 2. (取引内容の通知)

この預金については、通帳および取引証の発行を省略し、月中の取引内容を「普通預金照合表」により翌月初に通知します。ただし、特に希望があるときは随時通知します。

## 3. (取扱店の範囲)

この預金は、当社本店のみで取扱います。

### 3の2. (普通預金照合表の保管)

この預金の取引明細は、「普通預金照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「お取引明細書兼照合表ファイル」にとじ込んで保管してください。

## 4. (預金口座への受入れ)

この預金口座には次のものを受入れます。

- ① 現金を対価として当社所定の為替相場により換算して売渡した外貨。手形、小切手、配当金領収書等は受入れることができません。
- ② 為替による振込金。ただし、この預金口座への振込が法令や公序良俗に反する行為にもとづくものである場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合は、振込金の受入れをお断りする場合があります。
- ③ 他の自己名義の外貨預金勘定からの振替。

## 5. (外貨現金等による受払い)

外貨現金(または旅行小切手)による受入れまたは支払いは、お取扱いできません。

## 6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) 同日に数件の払戻しをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを払戻すかは当社の任意とします。

## 7. (適用外国為替相場)

この預金の預入れまたは払戻しの際にこの預金の表示通貨と異なる通貨との交換を行う場合には、当社所定

の外国為替相場により換算いたします。この場合、手数料をいただくことがあります。

## 8. (利息)

この預金の利息は、当社所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年2月と8月の当社所定の日にこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更します。

## 9. (印章の紛失、届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 11. (譲渡、質入の禁止)

この預金は、当社の承諾なしに譲渡または質入れすることはできません。

### 11の2. (口座管理法に基づく申出)

- (1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預貯金口座の管理(以下「預貯金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「マイナンバー制度について」(<https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html>)

の「5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法」からアクセスできる「申込書のご請求」サイトより所要の申込書をご請求ください。

- ① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。
  - ② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。
- (2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。
- ① 当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関(当該他の金融機関への付番を行う場合)のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。
  - ② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。
  - ③ 本申出によりご提出いただいた個人情報・個人番号の利用目的については、当社ホームページのそれぞれ「個人情報保護方針」([https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy\\_policy.html](https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html))・「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」(<https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/tokutei.html>)をご参照ください。
  - ④ 付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知

ます。預金保険機構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。

- ⑤ 本申出をいただく際、所要の申込書に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は所要の申込書に記載しています。

### 11の3. (米国税務当局への情報提供に係る同意)

お客様は、お客様がアメリカ合衆国(以下この条において「米国」といいます。)の税法上の米国人(米国における納税義務のある自然人/法人又はその他の組織、米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織、および、米国の Foreign Account Tax Compliance Act (外国口座税務コンプライアンス法)の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。))に該当する場合(その可能性があると思われる場合を含みます。))には、次の事項に同意するものとします。

同意にあたっては、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」([https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy\\_policy.html](https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html))をご確認ください。

- ① 当社が米国の税務当局に、お客様の情報(住所/所在地、氏名/名称、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限りません。)を提供すること。
- ② 前号によるお客様の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act (外国口座税務コンプライアンス法) および同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、お客様の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること。
- ③ お客様の実質的支配者(個人に限りません。)が米国の税法上の米国人である場合、お客様は当該実質的支配者の情報(住所、氏名、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限りません。)を

野村信託銀行

当社が米国の税務当局に提出することに関する同意書を当該実質的支配者から取得し、当社に提出すること。

12. (反社会的勢力等との取引拒絶)

この預金口座は、次条第1号に定める暴力団員等、同号AからE、および第13条の2第3号に定める経済制裁対象者のいずれにも該当しない場合に取引いただくことができ、これらに該当する場合には、当社はこの預金取引をお断りするものとします。

13. (反社会的勢力ではないことの表明確約)

お客様(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これによりお客様またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、お客様またはその代理人はその責任を負うものとします。

① お客様またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② お客様またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

13の2. (マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの表明確約)

お客様またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を確約いただきます。

① この預金口座の利用にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める犯罪による収益(以下「犯罪収益」といいます。)の預入を行わないこと。

② マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の目的を持って、この預金口座の利用を行わないこと。

③ 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、この預金口座を利用して、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引その他経済制裁に抵触する取引を行わないこと。

14. (取引の制限等)

(1) この預金口座のご利用にあたって、当社が必要と判断した場合、当社は、お客様または預金取引に関して当社が指定する証明書類の提出(本人確認書類等の再提出を含みます。)または情報の提供(以下総称して「情報の提供等」といいます。)を求めることがあります。この場合、当社が定める期日までに、お客様から情報の提供等が十分に行われない場合、当社はこの預金取引の全部または一部を停止する場合があります。

(2) 当社所定の期間、お客様による利用がない場合、

当社は預金取引の全部または一部を停止することがあります。預金取引の停止を解除するにあたっては、当社は改めて本人確認などの追加的措置を行う場合があります。

#### 15. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当社所定の手続にもとづいて申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、お客様またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負いません。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金のお客様が第11条に違反した場合
  - ③ この預金のお客様またはその代理人が第13条の2各号の一にでも違反した場合
  - ④ 第14条第1項にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合
  - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑥ この預金が犯罪収益の隠匿もしくは収受等に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- (3) この預金が、当社が別途表示する一定の期間お客様による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当社に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出ま

たは保証人を求めることがあります。

#### 16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

#### 17. (保険事故発生時におけるお客様からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客様の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客様が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客様の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場

合においても相殺することができるものとします。

#### 18. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届出てください。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 19. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

#### 20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 21. (代理店用口座である場合の預金の取扱い)

- (1) 当社に野村証券株式会社(以下、「野村証券」といいます。)を代理店とする円貨の普通預金口座を開設するお客様が、野村証券を代理店としてこの預金口座を開設する場合、この預金口座は代理店用口座として取り扱います。上記のお客様を除き、この預金口座を代理店用口座として開設することはできません。
- (2) この預金口座が代理店用口座である場合、第3条

の定めにかかわらず野村証券の取引部店で取り扱います。

- (3) 代理店用口座における預金の受入れは、お客様名義の他の外貨預金口座からの振替、または野村証券のお客様名義の証券取引口座からの外国通貨の振替によるものとします。ただし、当社が認める場合には、他の方法による入金ができるものとします。
- (4) 前項に基づく入金が法令や公序良俗に反する行為にもとづくものである場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合は、当該入金を受入れをお断りする場合があります。
- (5) 代理店用口座における預金の払戻は、お客様名義の他の外貨預金口座への振替、または野村証券のお客様名義の証券取引口座への振替によるものとします。ただし、当社が認める場合には、他の金融機関への振込によることができるものとします。

#### 22. (代理店用口座における印章の使用等の取扱い)

- (1) 代理店用口座に係る当社との取引において使用する印章(以下、「代理店用印章」といいます。)は、お客様が野村証券の証券取引口座について届出た印章とします。
- (2) この預金口座が代理店用口座である場合、この預金規定の定めに基づくお客様の当社に対する届出(第17条第2項の相殺通知は含みません。)は、当社または野村証券の取引部店に行うものとします。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 23. (代理店用口座を個人が開設する場合の取扱い)

- (1) 代理店用口座のお客様が個人である場合、この預金規定に定めのない事項については、「銀行取引共通約款(銀行代理店用)」の定めによるものとします(この預金はインターネットバンキングでの取扱いがないため、同約款のインターネットバンキングに係る定めを除きます。)
- (2) 「銀行取引共通約款(銀行代理店用)」に基づいて解約または取引の停止その他取扱いの変更があった場合、当社が特に認める場合を除き、この預金の取扱いは、「銀行取引共通約款(銀行代理店用)」に基づく取扱いに従うものとします。

以 上  
(2026年4月27日現在)